



第4章

子ども・子育て支援施策の 展開

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

第1節 子ども・子育て支援事業の充実

1 教育・保育事業等の提供区域

当市の子ども・子育て支援事業計画の中で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業が必要とされる需給量を分析し今後の提供方策を考えていくうえで、事業の内容や地域性等を考慮し、以下のとおりに提供区域を設定しました。

分類	事業名	区域
教育・ 保育・ 地域子ども・ 子育て支援事業	教育・保育施設	2区域
	地域型保育事業	
地域子ども・ 子育て支援事業	① 利用者支援事業	市全域
	② 地域子育て支援拠点事業 (おやこ広場事業・子育て支援センター事業)	
	③ 妊婦健康診査	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	
	⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	2区域
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 一時預かり事業	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児・病後児保育事業	8区域
	⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域

※8区域は、一関地域、花泉地域、大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域、藤沢地域とする。

※2区域は、一関・花泉地域(一関地域、花泉地域)、と旧東磐井地域(大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域、藤沢地域の6地域)とする。

2 教育・保育の区分の設定

① 施設型給付・地域型保育給付の認定区分

子ども・子育て支援新制度では、3つの区分の認定に応じて施設等の利用先が決まります。

区 分	対 象		該当する施設等
1号認定子ども	3～5歳	教育を希望する場合	幼稚園・ 認定こども園
2号認定子ども	3～5歳	保育を必要とし、保育所等での保育を希望する場合（共働き家庭等）	保育所・ 認定こども園
3号認定子ども	0～2歳	保育を必要とし、保育所等での保育を希望する場合（共働き家庭等）	保育所・ 認定こども園・ 地域型保育事業

② 施設等利用給付の認定区分（新認定区分）

3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、令和元年10月から幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設等において幼児教育・保育の無償化を実施しています。

施設等利用給付とは、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに創設された給付制度です。無償化による給付を受けるためには、新2号又は新3号認定を受ける必要があります。

区 分	対 象	該当する施設等
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園・ 特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保育を必要とするもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保育を必要とするもののうち、保護者および同一世帯員が市町村民税非課税者であるもの	

また、幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、国が定める運営基準に適合していることの市町村の確認が必要となります。確認を受けた施設に対して、市は運営状況や無償化事務の指導監督を行うこととされており、県と連携しながら適切な実施を図ります。

3 教育・保育施設、地域型保育事業の確保策

（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保の方策及びその実施時期を以下のとおりとします。

（1）教育・保育の量の見込み

学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、就学前児童及び就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子

ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、推計値と実績の乖離が大きい項目については、実績に基づき「量の見込み」としました。

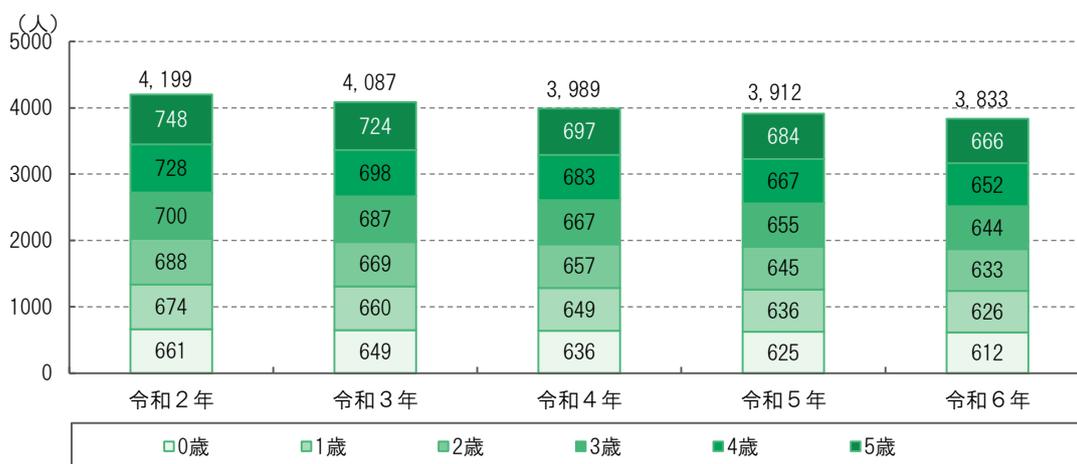
■ 認定区分別人数

単位：人

区分	年齢	平成31年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3～5歳	657	642	608	576	545	516
2号認定	3～5歳	1,560	1,534	1,501	1,471	1,461	1,446
3号認定	1～2歳	871	860	856	857	857	859
	0歳	174	180	196	206	216	227
合計		3,262	3,216	3,161	3,110	3,079	3,048

平成27年10月に策定した「一関市人口ビジョン」の将来展望シミュレーションのデータを活用して推計した令和6年までの子ども人口は次のとおりです。

■ 0～5歳児の人口推計



資料：H27一関市人口ビジョン

(2) 確保の方策

■ 施設型給付・委託費

対象事業は、幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して施設型給付費（保育所は委託費）を支給します。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成を基本とします。

- ① 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ② 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業は、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類です。

■認可外保育施設

市が運営する児童館について、確保の方策に加えます。

■ 認定区分別 教育・保育の量の見込みに対する確保策

単位：人

		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園	その他	1・2歳	0歳		幼稚園	その他	1・2歳	0歳
一関・花泉地域	量の見込み①	546		919	555	133	519		898	554	150
	確保策 計②		920	889	582	198		920	904	582	198
	(内訳)										
	特定教育・保育		920	889	510	170		920	904	510	170
	特定地域型				72	28				72	28
	認可外保育施設										
	②-①		374	△30	27	65		401	6	28	48
旧東磐井地域	量の見込み①	96		615	304	47	89		604	302	46
	確保策 計②		270	801	346	85		270	801	346	85
	(内訳)										
	特定教育・保育		270	761	342	84		270	761	342	84
	特定地域型				4	1				4	1
	認可外保育施設			40					40		
	②-①		174	186	42	38		181	197	44	39

確保策	見込み数合算①	642		1,534	859	180	608		1,502	856	196
	確保策合算②		1,190	1,690	928	283		1,190	1,705	928	283
	(内訳)										
	特定教育・保育		1,190	1,650	852	254		1,190	1,665	852	254
	特定地域型				76	29				76	29
	認可外保育施設			40					40		
	②-①		548	156	69	103		582	203	72	87

■ 認定区分別 教育・保育の量の見込みに対する確保策

単位：人

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園	その他	1・2歳	0歳		幼稚園	その他	1・2歳	0歳
一関・花泉地域	量の見込み①	493		838	554	161	468		828	556	172
	確保策 計②		920	904	582	198		920	904	582	198
	(内訳)										
	特定教育・保育		920	904	510	170		920	904	510	170
	特定地域型				72	28				72	28
	認可外保育施設										
	②-①		427	66	28	37		452	76	26	26
旧東磐井地域	量の見込み①	83		633	303	45	77		633	301	44
	確保策 計②		270	801	346	85		270	801	346	85
	(内訳)										
	特定教育・保育		270	761	342	84		270	761	342	84
	特定地域型				4	1				4	1
	認可外保育施設			40					40		
	②-①		187	168	43	40		193	168	45	41

確保策	見込み数合算①	576		1,471	857	206	545		1,461	857	216
	確保策合算②		1,190	1,705	928	283		1,190	1,705	928	283
	(内訳)										
	特定教育・保育		1,190	1,665	852	254		1,190	1,665	852	254
	特定地域型				76	29				76	29
	認可外保育施設			40					40		
	②-①		614	234	71	77		645	244	71	67

■ 認定区分別 教育・保育の量の見込みに対する確保策

単位：人

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園	その他	1・2歳	0歳
一関・花泉地域	量の見込み①	445		827	559	185
	確保策 計②		920	904	582	198
	(内訳)					
	特定教育・保育		920	904	510	170
	特定地域型				72	28
	認可外保育施設					
	②-①		475	77	23	13
旧東磐井地域	量の見込み①	72		618	300	43
	確保策 計②		270	801	346	85
	(内訳)					
	特定教育・保育		270	761	342	84
	特定地域型				4	1
	認可外保育施設			40		
	②-①		198	183	46	42
確保策	見込み数合算①	517		1,445	859	228
	確保策合算②		1,190	1,705	928	283
	(内訳)					
	特定教育・保育		1,190	1,665	852	254
	特定地域型				76	29
	認可外保育施設			40		
	②-①		673	260	69	55

■ 満3歳未満児の保育利用率の見込み

単位：人、%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	51.4	53.2	54.7	56.3	58.1
満3歳未満児の量の見込み	1,039	1,052	1,063	1,073	1,087
就学前児童数（0～2歳児推計）	2,023	1,978	1,942	1,906	1,871

4 教育・保育施設の確保の方策の今後の方向性

少子化が進む中、当市の児童数は、減少傾向で推移していますが、3歳未満児、特に0歳児の在籍児童数が増加傾向にあります。

今後も数年は、0歳児を含む3歳未満児の保育ニーズが増え、入所希望は増えるものと予想されることから、特に3歳未満児の定員の確保を図り子どもの養育環境の整備に努めるとともに、教育・保育サービスの質の向上に努めます。

- ・少子化の進行や教育・保育ニーズに的確に対応するための定員見直し、保育サービスの拡充に努めます。
- ・適切な規模の子どもの集団を保ち、育ちの場を確保するため、定員割れが恒常化する地域の教育・保育施設の再編を検討します。
- ・出生数は減少していますが、支援の必要な児童が増えており、必要とする保育士数は当分の間は増加することから、障がい児保育事業や産休等代替職員費補助金等の活用のほか、保育人材確保事業などを導入し、引き続き保育士の確保に努めます。

5 地域型保育事業の充実

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）を対象とする施設型給付に加え、市町村による認可事業である地域型保育が創設されました。

これは、待機児童の多い0～2歳児を対象とした事業で、当市においても待機児童の大部分を0～2歳児が占めていることから、積極的に導入し、量的拡大により待機児童の解消に努めてまいりました。

当市では、平成27年度以降4つの小規模保育事業と6つの家庭的保育事業を認可し、平成29年度から4月1日現在で3年連続待機児童ゼロ[※]を達成しました。

教育・保育施設（原則20人以上）より少人数の単位で子どもを預かる事業であることから、子どもが減少している地域等、地域の様々な状況に合わせた事業展開により、年度途中における待機児童の解消を目指し、引き続き保育の場の確保に努めます。

- ※・特定の保育所等への入所を希望している場合など、国の基準外となる待機児童は含まない。
・年度途中においては、国基準の待機児童も発生している。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供

(1) 質の高い幼児期の教育・保育の提供

幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能等の双方の良さを生かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

- ・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領にそれぞれ準拠し、それぞれの機能及び質の向上に努めます。
- ・公立幼稚園・保育所間の交流を推進するため、幼稚園教諭と保育士の合同研修をさらに充実し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。
- ・教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザー等を配置・確保し、県との連携も図りながら幼児教育・保育の質の向上を目指していきます。

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、既存の幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

当市においては、私立幼稚園7園のうち5園、公立幼稚園は10園のうち2園が幼保連携型認定こども園に移行しており、今後も既存の幼稚園等から認定こども園への移行については、地域におけるニーズを的確に捉えた上で必要な支援を行います。

- ・子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。
- ・地域の実情や特性、施設の状況、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで、施設の整備に取り組みます。

(3) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた一関市接続期カリキュラムをもとに、各園、各校において接続のためのカリキュラムを作成し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

幼児期の教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにします。

具体的な取組としては、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会などを通じて、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を進めます。

7 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

【事業の内容】

子ども又はその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現 状】

保育所や地域の子育て支援事業等の情報提供や利用に関する相談は、子育て支援課、各支所保健福祉課及び子育て支援センター等において実施しています。

平成28年11月からは、保育所入所待機者への保育所等の情報や当市が実施している各種事業の情報等の提供を行うための専門職員を子育て支援課に配置しました。

また、平成29年度からは、利用者支援事業の母子保健型となる子育て世代包括支援センターを設置しました。

【量の見込みと確保数】

子育て支援課と各支所保健福祉課が連携しながら事業を実施する体制としていることから、活動拠点の位置付けは本庁及び各支所の8か所（8地域）とします。

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保数	8	8	8	8	8

【確保に向けての対応策】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない、きめ細かな相談支援を行うため、引き続き子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで対応するとともに、本庁と各支所が連携しながら事業を実施する体制を継続して、子ども・子育て支援を図ります。

子育てガイドブックについては、当市のホームページなどで情報発信していることから、継続して内容の充実を図るとともに、より活用できるよう周知方法を検討しながら各種情報提供に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業【おやこ広場事業・子育て支援センター事業】

【事業の内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現 状】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、一関地域と千厩地域で「おやこ広場」を、一関保健センターで「ふれあいひろば」を開設しています。

また、各地域においてサテライトで子育てひろばを実施しています。

なお、本事業のほか、私立幼稚園や私立認定こども園において、地域子育て支援として、未就園児の体験教室を実施しています。

【量の見込みと確保数】

ニーズ調査における利用希望者の割合と利用希望回数を人口推計による就学前児童数に乗じて量の見込みとします。

単位：人回/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,800	1,740	1,680	1,640	1,600
確保数	1,800	1,740	1,680	1,640	1,600

【確保に向けての対応策】

ニーズ調査の自由意見等において、子どもや親たちが気軽に集える場所、雨天時における遊び場の確保等の要望が寄せられています。

一関保健センター内の「子育て支援センター」の機能の充実を図りながら、花泉地域及び旧東磐井地域における活動の拡充に努めます。

また、一関地域及び千厩地域で実施しているおやこ広場事業については、引き続き事業を最大限に活用してもらえよう、妊婦健康診査事業や母子健康相談事業、両親学級事業の場などを活用したPR活動を積極的に行い、併せて利便性の向上に努めます。

(3) 妊婦健康診査

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現 状】

妊婦が心身ともに良好な状態で出産を迎えることができるように、妊娠期間中に必要とされる14回の健康診査の積極的な受診を促しています。

【量の見込みと確保数】

出生見込数から妊婦数の見込みを算出し、妊婦1人あたりの健診回数を14回と設定し、すべての回数を受診することで量の見込みとします。

単位：件／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8,700	8,400	8,100	7,800	7,500
確保数	8,700	8,400	8,100	7,800	7,500

【確保に向けての対応策】

岩手県医師会、契約医療機関（市内は5医療機関）と連携し、実施します。

契約締結していない医療機関での受診については、委託契約を締結し、契約できない医療機関については償還払いの方法で、すべての医療機関で受診できるものとし、経済的負担の軽減に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業【こんにちは赤ちゃん事業】

【事業の内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現 状】

保健師、助産師（委託を含む）により乳児全戸訪問を実施しています。
（平成30年度実績 630件）

【量の見込みと確保数】

出生見込数に訪問率100%を乗じて量の見込みとします。

単位：件／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	620	600	580	560	540
確保数	620	600	580	560	540

【確保に向けての対応策】

引き続き、保健師、助産師による全戸訪問を継続し、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業につなげる等、支援に努めます。

(5) 養育支援訪問事業その他の要支援児童要保護児童の支援に資する事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現 状】

保健師、家庭児童相談員などにより実施しています。
（平成30年度実績 249人）

【量の見込みと確保数】

保健師や家庭児童相談員などによる訪問実績を基に量を見込みますが、子どもの数は減少しているものの、訪問件数は増加傾向にあるため、各年度同数とします。

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	250	250	250	250	250
確保数	250	250	250	250	250

【確保に向けての対応策】

引き続き、支援が必要な家庭には関係機関と連携し、支援内容の充実に努めます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業の内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業
- ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業

【現 状】

当市では児童養護施設「一関藤の園」で実施しています。

【量の見込みと確保数】

利用実績は、年度によりばらつきがあることから、5年間（平成27年度～令和元年度）の利用実績の最大値を参考に計画期間の量の見込みとします。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（ショート）	40	40	40	40	40
確 保 数	40	40	40	40	40
量の見込み（トワイライト）	2	2	2	2	2
確 保 数	2	2	2	2	2

【確保に向けての対応策】

引き続き、児童養護施設「一関藤の園」に事業を委託して実施します。

ニーズ調査結果からは、回答者が少なく、量の見込みは算出できませんでしたが、子育て中の世帯に不測の事態が発生した場合にも、対応できるよう、施設側との連絡調整を密に行っていくこととします。



(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業の内容】

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現 状】

一関市社会福祉協議会に事業を委託し実施しています。

「一関・平泉定住自立圏共生ビジョン」の定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組に事業を登載しました。

単位：人、人回／年

	年度	依頼会員	協力会員	両方会員	年間延べ 利用回数
一関・花泉地域	平成29年	379	95	18	806
	平成30年	402	102	18	944
旧東磐井地域	平成29年	38	24	0	63
	平成30年	42	28	1	10

【量の見込みと確保数】

利用者の利便性の向上を図るためには、登録会員数の確保が重要であることから、登録会員数を指標とし、一関・花泉地域については、これまでの実績を考慮し登録会員数の前年度実績の5%増を量の見込みとします。

旧東磐井地域については、重点的に登録会員数を確保する必要があることから、登録会員数の前年度実績の14%増を量の見込みとします。

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一関・花泉地域					
量の見込み	570	600	630	660	690
確保数	570	600	630	660	690
旧東磐井地域					
量の見込み	80	90	100	110	125
確保数	80	90	100	110	125

【確保に向けての対応策】

引き続き一関市社会福祉協議会に事業を委託し実施します。

事業のPR活動に力を入れ、会員数の増加を図りながら安定したサービス提供を目指します。

また、旧東磐井地域における事業のPR活動に重点をおいた活動を展開します。

なお、産後サポーター事業を利用した後も継続利用ができるよう協力会員の研修等を充実し、産後の切れ目のないサポートを促進します。

(8) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業の内容】

幼稚園、認定こども園における通常の教育時間の前後や長期休業期間中等において保護者の要請に応じて預かり保育を実施する事業です。

【現 状】

私立こども園6園、公立こども園3園、また、平成29年度からは公立幼稚園10園で実施しています。旧東磐井地域においては、預かり保育を行うための保育士が確保できなかったことなどから、平成30年度においては実績がゼロとなっています。

単位：人回／年

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年比
一関・花泉地域（5園）	10,172	7,778	9,694	24.6%
旧東磐井地域（1園）	1,192	297	0	△100%
公立幼稚園・こども園（13園）	5,851	15,162	17,840	17.7%

【量の見込みと確保数】

私立幼稚園の利用については、利用実績が横ばいであること、さらには1号認定の大幅な伸びが見込めないことから、過去3年の利用実績の最大値を計画期間の量の見込みとします。公立幼稚園・こども園については、増加率を踏まえた量の見込みとします。

期間中における入園児童の減に伴う利用回数の減少分は、両地域とも利用者の伸びと相殺し計画期間中は同数とし、量の見込みとします。

単位：人回／年

一関・花泉地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200
確保数	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200
旧東磐井地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
公立幼稚園・こども園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
確保数	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

【確保に向けての対応策】

令和2年度からは、私立幼稚園2園、私立こども9園、公立幼稚園8園、公立こども園4園にて事業を実施します。さらに計画期間内における事業実施園の拡大と保護者のニーズに対応できるよう保育士の確保に努めます。

② 一時預かり事業（一般型）

【事業の内容】

家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現 状】

公立保育所2園、公立こども園3園、私立保育所2園、私立こども園3園、私立小規模保育事業所3園で実施しています。

単位：人日／年

	平成29年度	平成30年度	対前年比
一関・花泉地域	671	432	△35.6%
旧東磐井地域	348	80	△77.0%

【量の見込みと確保数】

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用率が上がっていることから、一時預かりの利用者の大幅な増加が見込めないため、過去3年の実績の最大値を量の見込みとします。

単位：人回／年

一関・花泉地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	680	680	680	680	680
確保数	680	680	680	680	680
旧東磐井地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	400	400	400	400	400
確保数	400	400	400	400	400

【確保に向けての対応策】

子育て中の親の負担軽減を図るため、保育士の確保に努めることにより実施地域を拡大します。

(9) 延長保育事業

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

【現 状】

延長保育については、各地域において広く実施しています。

単位：園、人

	平成29年度		平成30年度		
	実施園数	利用者数	実施園数	利用者数	園児数に対する割合
一関・花泉地域	17	667	17	636	39.7%
旧東磐井地域	16	207	16	199	19.6%

【量の見込みと確保数】

園児数に対する平成30年度の利用者の割合を期間中の保育所の推定園児数に乗じて量の見込みとします。

単位：人

一関・花泉地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	620	600	590	590
確保数	620	600	590	590	590
旧東磐井地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	190	190	180	180
確保数	190	190	180	180	170

【確保に向けての対応策】

引き続き、公立17園、私立16園にて実施します。

延長保育に従事する保育士の勤務体系等、円滑な運営ができるよう、保育士の確保に努めます。

また、突発的な利用、短時間の利用、長時間の利用等、利用形態や利用時間等、保護者のニーズに応じた利用しやすい事業運営に努めます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現 状】

当市においては、平成30年度まで「病後児保育室ぽっぼえん」を開設していましたが、現在休止中となっています。

私立こども園2園において「体調不良児対応型」を実施しています。

■病後児対応型

単位：人日／年

ぽっぼえん	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者数	1	7	1
延べ利用日数	1	11	1

■体調不良児対応型

平成30年度実績（2園） 利用児童数 297人

【量の見込みと確保数】

病後児対応型については、令和3年度から一関・花泉地域及び旧東磐井地域にそれぞれ1か所開設することを目指して検討することとし、第一期計画と同程度の受入体制を2施設整備することとする量の見込みとします。

体調不良児対応型については、利用実績は、年度によりばらつきがあることから、平成27年度から平成30年度の利用実績の最大値を参考に、令和2年度から新規に取り組む私立1園を加えた3園分を計画期間の量の見込みとします。

単位：人

病後児対応型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	-	48	48	48	48
確保数	-	48	48	48	48

単位：人

体調不良児対応型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	500	500	500	500	500
確保数	500	500	500	500	500

【確保に向けての対応策】

病後児対応型については、早期の再開を目指し、医師会と連携しながら市内の民間医療機関などでの実施について検討を進めます。保護者のニーズを捉え、病後児対応型に加え、病児対応型の導入についても検討します。

体調不良児対応型は、現在の私立2園での対応を継続するほか、新たに取り組む施設への支援を行います。

(11) 放課後児童クラブ【放課後児童健全育成事業】**【事業の内容】**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現 状】

一関地域10か所、花泉地域、千厩地域2か所、大東、東山、室根、川崎、藤沢地域に各1か所の計19か所で実施しています。

【量の見込みと確保数】

ニーズ調査による推計値より実績が上回ることから、実績を基に期間中の推定児童数を踏まえた量の見込みとします。

小学校の統合が予定されている花泉地域及び室根地域においては、入所希望調査結果及び推定児童数を踏まえた量の見込みとします。

単位：人／月平均

地域名	学校数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一関地域	10	814	840	853	869	845
花泉地域	6	120	124	127	151	145
大東地域	4	90	99	107	113	108
千厩地域	1	94	103	110	110	109
東山地域	1	70	64	60	58	55
室根地域	2	12	12	66	67	65
川崎地域	1	39	39	44	48	51
藤沢地域	3	24	23	24	24	23
合 計	28	1,263	1,304	1,391	1,440	1,401

※それぞれの地域の確保量は、量の見込みと同数とする。学校数は、令和元年度実績(子育て支援課調べ)

【確保に向けての対応策】

放課後児童クラブの設備や運営に関しては、条例において児童1人あたりの専用区画面積や支援の単位等について基準が設定されていることから、放課後児童クラブの事業者や教育委員会と協議しながら、余裕教室の活用を原則としつつ、必要に応じて施設の改修計画等についても検討し、基準に適合するよう整備を進めます。

放課後児童クラブが設置されていない小学校区においては、利用希望者のニーズや地域の実情を把握し、地域等との連携を図りながら民間による運営組織の立ち上げ等を支援するなど、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。

【放課後児童対策の充実】

放課後児童対策事業は、就学前児童に対する幼児教育・保育サービスに引き続き、就学後も途切れることなく、子どもたちの安全・安心な居場所を提供する重要な事業であり、子育てと仕事の両立の支援に不可欠なものであることから、「新・放課後子ども総合プラン」や「一関市子ども健全育成プラン」を踏まえ、子どもたちの心豊かで健やかな成長のため、放

課後に限らず、地域と子どもたちとの良質な育成環境の整備に努めます。

- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室を地域の実情に応じて一体的又は連携して実施することを旨とするともに、実施状況や課題などの情報を共有し、課題解決等に努めます。
- ・地域のニーズを的確に捉えるとともに、事業運営を行う団体等に必要な財政支援等を行います。
- ・研修会の充実を図り、指導員（支援員）の確保や資質の向上に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、本市が定める基準に該当する子どもが特定教育・保育等を受けた場合において、保護者が支払うべき給食費や日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現 状】

平成27年度から事業を開始し、低所得で生計が困難である世帯の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、保護者が支払うべき給食費や日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助しています。

【量の見込みと確保数】

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴う、食材料費の免除規定により対象児童が減少することから、平成30年度実績から対象者となる児童数を調査した上で、対象者数と同程度を「量の見込み」及び「確保数」としました。

単位：人

給食費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保数	100	100	100	100	100

教材費・行事費については、平成29年度から令和元年度の実績を基とし、平均値と同程度を「量の見込み」及び「確保数」としました。

単位：人

教材費・行事費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	310	310	310	310	310
確保数	310	310	310	310	310

【今後の方向性】

引き続き、給食費及び教材費・行事費等の実費徴収額について、必要に応じて補助を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の内容】

子ども・子育て支援新制度において保護者のニーズに沿った多様な学校教育・保育の提供を進めるうえで、多様な主体による事業実施を促進することが必要であることから、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した事業の拡大を図る事業です。

【現 状】

平成27年4月から平成31年3月までの新規事業者の開所実績

小規模保育事業A型	2施設
小規模保育事業B型	2施設
家庭的保育事業	6施設

【今後の方向性】

引き続き、現在の体制を維持しながら保護者支援に努めるものとします。事業の導入については、児童数の推移等を踏まえ必要に応じて検討します。

第2節 子育てを支える仕組みづくり

1 相談支援の充実

近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、周囲から適切な支援を受けることが難しく、また、インターネットの普及により、氾濫する子育ての情報に不安やストレスを抱える親が増えています。

不安やストレスを抱える親やその家族が、安心して相談できる窓口を設置し、子育て支援と合わせて親やその家族の支援を行い、子育てが楽しく感じられるような支援を図ります。

また、親同士が気軽に集える場を積極的に設け、子育てに関する情報交換や交流を深めることにより、子育ての不安や孤独感が解消できる環境づくりを行います。

- ・母子保健相談事業や妊娠出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など妊娠期から子育て期にわたる相談及び切れ目のない支援を行い、子育てに対する不安解消に努めます。
- ・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけ、ワンストップで子育て世代の相談に幅広く応じます。

2 母子保健の充実

すべての母親が安全・安心な環境で妊娠、出産、育児ができるように、妊娠期からの継続した育児支援を行うとともに、医療機関とも連携を図りながら保健指導や相談体制を充実させ、母子の健康保持や育児不安の解消に努めていきます。

- ・利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業（おやこ広場事業・子育て支援センター事業）、子育て世代包括支援センターの相談事業等、妊娠期からの様々な相談に対して支援できる体制の充実を図ります。
- ・妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健診等の各種検診や保健指導、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、母子保健手帳の交付等に加え、医療機関とも連携し、子どもやその母親の健康保持のための事業を継続実施していきます。
- ・母親の身体的回復と心理的な安定を図るため、退院直後の母子を対象に、助産師等が居宅訪問し、心身のケアや授乳指導、育児指導などの支援を行い、産後ケアを推進します。

3 経済的負担の軽減

人口減少に歯止めをかけるためには、雇用対策等の若者の定住支援策とともに、子育て支援の充実が不可欠であり、特に子育て世代の保護者の経済的な負担を軽減し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、各種施策に取り組んでいるところですが、引き続き制度周知に努めるとともに子育て家庭への経済的支援として継続して実施します。

- ・妊婦健康診査事業をはじめとする妊産婦医療費助成事業、特定不妊治療助成事業等、出産準備期からの経済的負担の軽減を行うとともに、3歳からの幼児教育・保育の無償化、0歳から2歳の教育・保育施設の保育料の軽減、第3子以降の保育料無料化、高校生までの医療費無料化を引き続き実施します。

4 地域で支える仕組みづくり

地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、教育・保育施設において地域行事への積極的な参加、文化伝承活動を取り入れながら、地域ぐるみでの子育てに関する意識の啓発に努めます。

また、子育て家庭の積極的な地域行事等への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

- ・子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、市民の子育てへの理解を深め、地域での子育て支援力の向上に努めます。
- ・地域住民が主体となり、就学前の子育て家庭の育児不安の解消や、参加者が互いにふれあい、仲間づくりを行う場である子育てサロンを支援します。
- ・通園や登下校における防犯対策や交通安全等においても地域と協力体制を構築し、子どもの安全・安心を守っていきます。

第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 多様な就労の実現

女性の社会参加等により、働き方も多様化しており、教育・保育や子育て施策に対するニーズも多種多様化し、それに応えられるサービスや提供体制が求められています。

こうした、必要とする支援に的確に応えることにより、安心して働くことができる環境が実現し、地域の活性化につながるとともに、人口減少の歯止めにもつながることから、広く意見・要望を取り入れながら子育て支援を行います。

- ・延長保育事業、一時預かり事業などの子育て支援事業の充実を図り、多様な保育ニーズに対応できるよう努めます。
- ・事業所における育児・介護休業制度、子どもの看護のための休暇制度の普及と活用しやすい職場環境づくりの促進のため、事業所への周知・啓発に努めます。
- ・出産や育児等のために退職した女性の再就職については、公共職業安定所等の関係機関と連携して相談窓口を充実させ職業情報の提供を図り、再雇用の支援に努めます。

2 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立には事業主、個人、地域等、社会全体の理解と協力が不可欠となります。男性の子育て参加を推進し、家庭において父親と母親が子育ての責任を担い、ともに協力し合える子育て環境づくりのため意識啓発の推進に努めます。

また、高齢化や少子化、核家族化により介護の担い手が減っている状況に加え、晩婚化や出産年齢の高齢化などの影響で、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」家庭の増加が懸念されており、子育て部門と介護部門との連携や総合的な支援体制の構築、推進を検討していきます。

- ・仕事と子育ての両立ができるよう、子育て中の就労者に対し、子育て支援の各種制度の情報提供や、仕事と子育ての両立に関する講座や相談、指導に努めます。
- ・国で策定した「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、両親の就業等により下校後に保護者が不在となる児童の健全な育成を図るため、教育委員会等と福祉部局との連携の下、安全・安心な放課後の居場所づくりを計画的に進めます。

第4節 要保護児童等への対応と取組の推進

1 児童虐待防止対策等の充実

児童虐待は心身の成長のみならず、人格の形成に影響を及ぼすとともに、虐待を受けた子どもが親になった時に自分もまた虐待を繰り返すという負の連鎖が生まれることになりかねません。児童虐待から子どもを守るためには未然防止・早期発見・早期対応ができる仕組みづくりが重要になります。子育て中の家庭の育児不安を解消する施策を推進するとともに、児童虐待の危険性の高い家庭への支援等、子育て家庭に関わる関係者・関係機関がそれぞれ連携し、情報を共有して地域全体で支え合う仕組みづくりに努めます。

- ・虐待等の問題に早期に対応し、必要な指導及び援助を行うため、家庭児童相談室及び庁内関係課・児童相談所・警察・学校等の関係機関との連絡調整を密に行います。
- ・子どもの健やかな成長を地域で支えることができるような環境づくりに努めます。
- ・一関市要保護児童対策地域協議会の取組を強化するとともに、岩手県が策定した「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に努めます。
- ・家庭的な養育環境を充実するため、岩手県と連携し、里親委託を推進するとともに、里親制度等の理解促進に向けた普及啓発の強化や里親支援の拡充に努めます。

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援については、ひとり親家庭が自立して生活できるよう国の基本方針及び、岩手県で策定している「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」等に基づき、相談体制の充実、就業支援の推進、子育て支援の充実に努めます。

- ・ひとり親家庭等に対する相談支援体制の充実を図り、施策や支援制度についての情報提供に努めます。
- ・ひとり親家庭等の生活安定のため、経済的支援等の自立支援の実施に努めます。
- ・関係機関と連携し、自立支援教育訓練給付金支給事業や高等職業訓練促進給付金等支給事業等の活用を推進し、就業に必要な技能や資格習得を支援します。

3 障がい児施策の充実

障がいの有無に関わらず、教育・保育を受けられる環境づくりに努めるとともに、障がいのある子どもや、支援を必要とする子どもとその家庭が、住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう、子どもの発達を早い段階から成長に応じて切れ目なく支援できる子育てワンストップ体制を確立し、相談支援の充実を図ります。

- ・支援の必要な乳幼児を早期に発見して、適切な指導を行うとともに、発達支援相談の充実に努めます。
- ・療育施設と連携しながら、専門スタッフによる保育所等の訪問を行い、保育士等の障がい児の理解、資質の向上も図るとともに、支援を必要とする子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
- ・療育指導についての事業を充実し、併せて保護者の交流の場の拡大に努めます。
- ・一関地区障害者地域自立支援協議会と連携し、支援体制の強化を図ります。
- ・特別支援コーディネーターや保健師その他子育て支援スタッフが連携し、乳幼児期を含め、早期から教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含めた学校関係者、地域の人たちが共通理解のうえ、切れ目のない支援を行います。
- ・一関市児童発達支援事業所（かるがも教室）をはじめとする各種事業所と連携し、一人ひとりの希望に応じた支援を行えるよう支援ネットワークの構築に努めます。
- ・乳幼児期、学齢期、成人期と一連の切れ目のない、それぞれのライフステージに応じた支援に努めます。

4 特別な配慮を要する子どもへの配慮

子育てをめぐる環境は多様化しており、海外にルーツを持つ、いわゆる外国につながる子どもとその保護者や、日常的に医療的処置が必要とされる医療的ケア児に対して、必要な支援を行い、子どもの最善の利益の確保に努めていきます。

- ・外国につながる子どもやその保護者に対して、施設との意思疎通が図られるよう配慮していきます。
- ・医療的ケア児については、医療機関や関係機関・施設等とも連携し、受入れ態勢を確保するための環境整備を検討していきます。

第5節 低所得世帯の子どもへの支援の充実

貧困の一つの指標として、相対的貧困率※の考え方がありますが、子どもの貧困をめぐる状況は様々で、経済的要素だけではなく、子どもが希望や意欲をそがれる要因も多様化しています。現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指して、経済的な支援のみならず、地域や社会全体で課題を解決するという意識で取り組むことが重要となっています。

子どもの貧困対策においては、第一に子どもに視点を置いて、切れ目ない施策を実施するとともに、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させないように配慮していきます。

また、支援情報が十分に対象者に届くよう情報発信や相談体制も含めて支援の充実に努めるとともに、「個別支援」と「対象者を限定しない支援」の両輪で取り組んでいきます。

※相対的貧困率とは

貧困線(世帯の年間可処分所得を世帯人員数の平方根で除して算出した中央値の半分の額)に満たない世帯の割合。

厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査では、平成27年の貧困線は122万円で、相対的貧困率は13.9%。なお、計算式の可処分所得に資産は含まれていないことから、相対的貧困率は国民生活の実態をそのまま反映していないという意見もある。

1 社会的孤立の防止

貧困の状況にある子どもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図るほか、社会体験や他者との関わりの機会の創出により、子どもの社会性や自己肯定感の向上を図っていくことが必要となっています。

また、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につないでいく必要があり、関係機関との必要な情報の共有、連携を進めながら、総合的に対策を推進します。

- ・生活困窮者自立支援相談支援事業を通じて総合的な相談支援事業を推進します。
- ・放課後子ども教室や放課後児童健全育成事業の実施により放課後の子どもの居場所づくりを推進するとともに、新たな居場所づくりの施策や事業の検討を行います。
- ・助産師が家庭を訪問して行う産後ケア事業等を通じて、各ライフステージに即して切れ目ない支援を図ります。

2 支援情報の確実な提供

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、生活保護や各種手当の給付のほか各種支援制度の活用、就労支援など、子育て世帯の生活の基礎を支える支援が必要です。

また、貧困の状況にある子どもやその家族の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用したがない等の状況も見られます。

各種支援を実効あるものにするために、当事者の視点に立ち様々な支援情報を積極的にかつ確実に提供できるような取組を関係機関と一体的に推進していきます。

- ・保育料の軽減や児童扶養手当の支給、給食費・教材費・行事費等の実費徴収補足給付事業、小中学生の学用品費や給食費等の就学援助、奨学金の貸付、医療費助成等を通じて、子育て世帯の経済的支援を図ります。
- ・教育扶助や生活扶助、進学準備金等の給付により生活保護受給世帯を支援します。
- ・家庭での養育が一時的に困難となった場合に施設で養育する子育て短期支援事業を実施します。
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金、母子家庭等自立支援教育訓練給付金や母子家庭等高等職業訓練促進給付金等の支給事業によりひとり親家庭を中心とした就労支援を推進します。



第5章
計画の推進

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

当市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

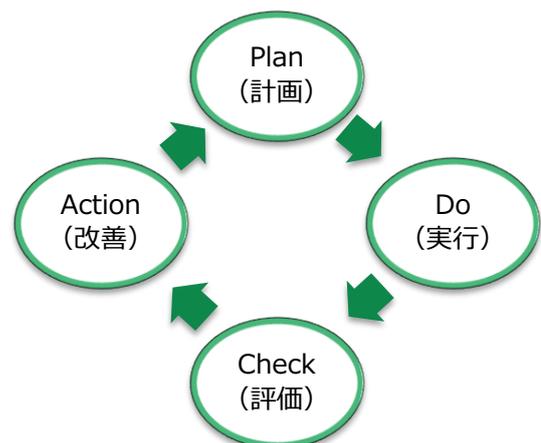
地域での取組（役割）と市全域での取組（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取組を効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につなげていくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、「一関市子ども・子育て会議」において、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



第2節 計画推進のための各主体の役割

1 家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つための基本的な場として、その役割は最も重要であることから、思いやりや自主性・責任感等を育む養育機能の充実を図り、相互に助け合える人間関係の形成に努める必要があります。このため具体的には次のような役割が求められています。

- 家族一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、お互いの生き方を尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持つこと。
- 父親が積極的に家事や子育てを行い、男女がともに家庭での責任を分担し行うこと。
- 子どもを家庭や社会を構成するひとりの人間として尊重しながら、日頃から家族のふれ合いに努め、子どもの個性や能力を最大限伸ばすよう努めること。
- 子どもの発達段階に応じた多様な生活体験をさせ、必要とする生活習慣や社会的な規範を身につけさせること。

2 地域の役割

地域社会は、子どもが仲間同士や地域の人々との交流を通じて自立心や社会性を培うための大切な場として位置づけられるため、各種の組織・団体が相互に連携を保ちながら、家庭における不十分な領域を補う等、地域ぐるみで子育てのための支援活動に取り組むことが必要となっています。このため、具体的には次のような役割が求められています。

- 子どもたちが地域において、人との関わり方や社会性等を身につけられるよう、地域の方が率先して子どもたちと関わるという気運の醸成に努めること。
- 子どもたちが、地域の伝統や文化を学び、世代間交流が図られるような行事や活動の機会を提供すること。
- 子どもがのびのびと安心して過ごすことができる居場所の確保に努めること。
- 関係団体（組織）や民生委員・児童委員と連携し、子育て支援のためのネットワークづくりや健全育成活動への積極的な参加を促すこと。

3 学校及び教育・保育施設の役割

学校、幼稚園、保育所等は、子どもたちが家庭以外で最も長い時間過ごす場所であり、人格を形成する過程で極めて大きな役割を担う場です。集団生活の中で社会の一員として必要な社会的規範を身につけ、「生きる力」を育むため、具体的には次のような役割が求められています。

- 一人ひとりの個性を尊重し、個性を伸ばし、生きる力と豊かな心をはぐくむこと。
- ボランティア活動や青少年活動・各種地域活動への参加を促すこと。
- 男女が互いに支え合い尊重し合う意識を育む機会を充実すること。
- 家庭や地域との連絡、連携を推進し、開かれた学校、教育・保育施設を目指すこと。
- 子育ての支援拠点として、様々な相談の窓口となること。
- 親子での体験・学習や保護者の交流の場の提供など子育て支援活動を充実すること。

4 事業主の役割

共働きの家庭が増加するなか、企業・事業主が子育て支援で担う役割も大きくなっています。

仕事と家庭生活が両立でき、安心して子どもを預けられる保育所や放課後児童クラブの充実とともに、ゆとりある働き方が可能な就業環境の整備が求められています。

企業においても、育児休業制度の利用促進、労働時間の短縮や弾力化等、子育てしやすい就業環境の構築に努め、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められています。

- 企業にとっての子育て支援は、社会貢献活動としての取組につながるものであることから、子育てに関わるそれぞれの自主的な活動を展開する等、地域社会へのより一層の貢献と参画に努めること。
- 子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努めること。

5 関係団体の役割

放課後児童クラブや放課後子ども教室、子育てサロンの運営者など関係団体は、子育てに関わる地域活動の主体であり、子育て中の親と子育て支援をつなぐ役割も担っています。

核家族化、就労形態の多様化により、子育て支援のニーズも多種多様化している中で、関係団体による連携、迅速な対応が子育て支援に強く求められています。

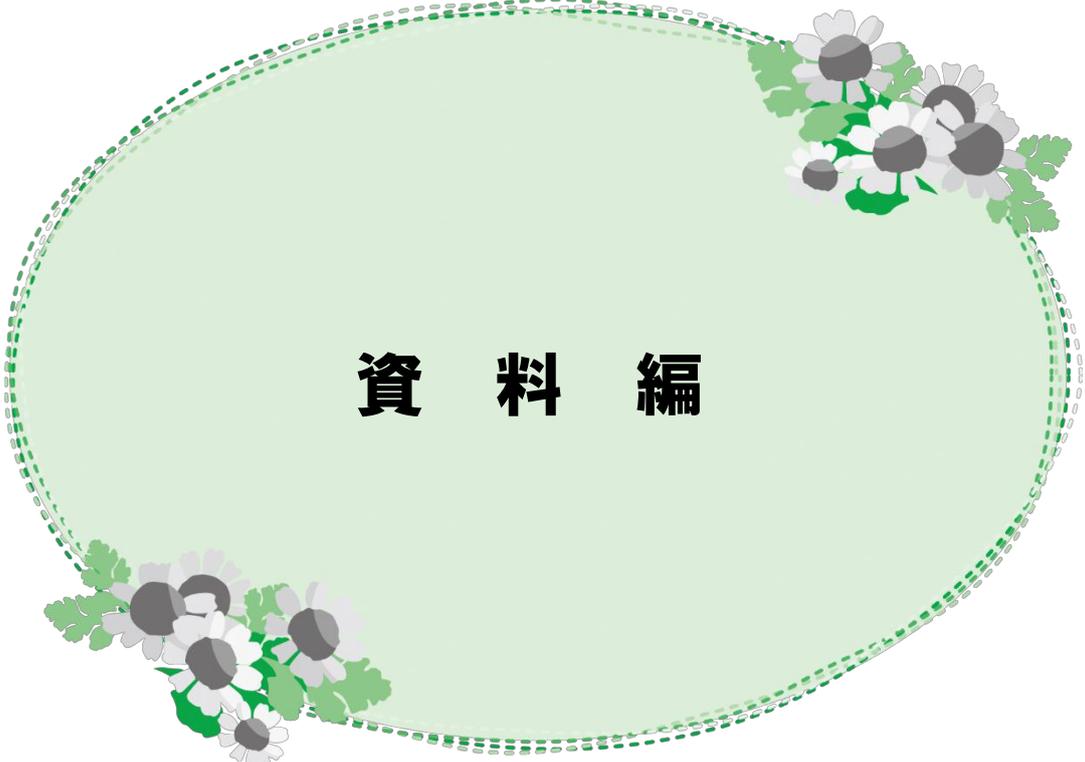
- 専門知識や有効資源を活用し、行政・地域と連携しながら子育て支援の推進に努めること。

6 行政の役割

子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策は、広範な領域分野にわたることから、少子化対策を総合化し、一貫性のある施策として推進する体制が求められ、住民と行政が一体となった効果的かつ着実な施策の推進を図る必要があります。

このため、具体的には次のような役割を推進します。

- 家庭、地域、学校、企業、関係団体と連携しながら、適切な子育て支援施策をきめ細かく展開することが求められており、「子育て」、「教育」、「ワーク・ライフ・バランス」、「保健・医療」、「男女共同参画」、「環境」など幅広い視点から総合的に少子化対策の推進に努めること。
- 施策・事業の実施主体として全庁的な体制で取り組むとともに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の実情や子育てに係る住民のニーズに応えるよう効果的にかつ着実に施策を推進すること。
- 子育て支援サービスに対する情報を、広報紙、ホームページ、メール、アプリなど多くのメディアを活用して、啓発に努めること。
- 子どもの成長に合わせて切れ目のない支援を推進するために、関係各課等との連絡、調整を推進すること。



資 料 編

資料編

1 一関市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、一関市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦された者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募に応じた者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 一関市子ども・子育て会議委員名簿

【敬称略】

会 長：菅原 敏

副会長：伊師 みゆき

任期：平成30年3月9日から令和2年3月8日まで

委員の大区分	所 属 等	氏 名
子どもの保護者	大原保育園 保護者	岩渕 城光
子どもの保護者	たんぽぽ保育園 保護者	鈴木 美樹
子どもの保護者	真滝幼稚園 保護者	長田 和江
事業に従事する者	丸喜の家にこここ保育園 園長	千葉 真美子
事業に従事する者	家庭的保育ルームどんぐり 園長	佐藤 久美
事業に従事する者	こばとクラブ 児童指導員	小野寺 洋子
関係団体から推薦された者	一関市法人立園長会 会長 桜保育園 園長	鈴木 道孝
関係団体から推薦された者	学校法人 願成寺学園 認定こども園一関幼稚園 園長	佐々木 泰子
関係団体から推薦された者	NPO法人 いちのせき子育てネット 理事	千田 康子
知識経験者	一関市社会福祉協議会 地域福祉課長	菅原 敏
知識経験者	県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター所長	工藤 雅志
知識経験者	一関市舞川地区民生児童委員連絡協議会 副会長	伊師 みゆき
公募委員		滝上 亜寿香
公募委員		高橋 由紀
公募委員		千葉 もと子

3 審議経過

No.	開催日	議事内容
1	平成31年3月7日	平成30年度第2回子ども・子育て会議 (1) 一関市子育てに関するニーズ調査の概要について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画作成に係るスケジュールについて
2	令和元年7月10日	令和元年度第1回子ども・子育て会議 (1) 一関市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告について
3	令和元年11月11日	令和元年度第2回子ども・子育て会議 (1) 一関市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
4	令和元年12月26日	令和元年度第3回子ども・子育て会議 (1) 一関市子ども・子育て支援事業計画の素案について
5	令和2年1月29日	令和元年度第4回子ども・子育て会議 (1) 一関市子ども・子育て支援事業計画の素案について
6	令和2年3月5日	令和元年度第5回子ども・子育て会議 (1) 一関市子ども・子育て支援事業計画の素案について

4 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望又は保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

5 用語解説

あ 行

預かり保育（p 36、p 38、p 66、p 79、p 104）

幼稚園で通常の教育時間以外に、在園児を希望で預かる延長保育のことです。

生きる力（p 97）

文部科学省の中央教育審議会では、①自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力、②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力をさしています。

育児休業（p 31、p 32、p 48、p 49、p 50、p 97）

労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業のことです。

一時預かり事業（p 18、p 65、p 66、p 79、p 80、p 88）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことです。

延長保育（p 18、p 65、p 81、p 88、p 106）

就労等の事情により、通常の保育時間に子どもの送迎ができない場合などに時間を延長して行う保育です。

か 行

確保策（p 51、p 62、p 66、p 68、p 69、p 70）

確保の方策（p 5、p 51、p 62、p 66、p 67、p 68、p 71）

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の必要量に対応するための確保の内容及び実施時期を定めるものをいいます。

教育・保育施設（p 51、p 62、p 65、p 66、p 67、p 71、p 80、p 87、p 97、p 105、p 108）

子ども・子育て支援新制度において、幼稚園、保育所、認定こども園をいいます。

協働（p 95）

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

子育て支援センター（p 25、p 41、p 65、p 73、p 74、p 86）

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、

調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。(子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3)

子育て世代包括支援センター (p73、p86、p105)

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊娠・出産・育児に関する妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門スタッフ対応し、必要な支援の調整や地域の保健、医療、福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する施設です。

子育て短期支援事業 (p18、p65、p77、p92、p105)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業のことです。短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業があります。

子ども・子育て支援 (p31、p32、p34、p60、p62、p65、p66、p71、p73、p85、p95、p101、p105、p106、)

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいいます。

子ども・子育て支援法 (p3、p4、p5、p101、p104、p107、p108)

急速な少子化の進行や、家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景に、児童福祉法やその他の子どもに関する法律による施策と合わせ、子ども・子育て支援給付、その他の子ども及び養育者へ必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、平成24年に成立・公布、平成27年に施行された法律です。

子ども食堂 (p30)

子どもの孤食化や貧困対策、地域の人々をつなぐこと等を目的とし、子どもや親、その他地域の人々に、無料または低価格で食事を提供する集いの場のことです。

さ 行

次世代育成支援対策推進法 (p4)

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした法律です。

児童委員（p30、p96、p109）

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援等を行う者で、民生委員を兼ねています。

児童館（p16、p68）

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

児童虐待（p22、p51、p56、p61、p62、p89、p105）

保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うことをいいます。

児童扶養手当（p27、p92）

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭などに支給される手当で、その家庭の生活の安定や自立に寄与することによって、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。（平成22年8月から改正）

児童養護施設（p77、p107）

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

た 行

待機児童（p3、p56、p71、p72、p104）

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

地域型保育（p16、p51、p62、p65、p66、p68、p71、p80）

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

な 行

認可外保育施設（p16、p66、p68、p69、p70）

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）（p66、p68、p69、p70）

子ども・子育て支援法第19条第1項に規定される、特定教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合

- ・ 2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・ 3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定こども園（p16、p17、p24、p34、p36、p66、p67、p71、p72、p74、p79、p80、p81）

幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供し、全ての子育て家庭を対象に、親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設のことです。

は 行

放課後児童健全育成事業（p21、p65、p83、p91、p105）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

ま 行

民生委員（p30、p96、p107）

厚生労働大臣から委嘱を受け、ボランティアとして活動する非常勤の地方公務員です。地域福祉推進の担い手として、生活や福祉全般に関する相談・支援を行っています。民生委員は児童福祉法により児童委員も兼任し、子どもに関わる支援活動もしています。



第二期一関市子ども・子育て支援事業計画

発 行 一関市

編 集 保健福祉部 子育て支援課

令和2年3月

住 所 〒021-0026 岩手県一関市竹山町7番2号

T E L 0191-21-2111 (代表)

F A X 0191-21-4656 (代表)

U R L <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

